

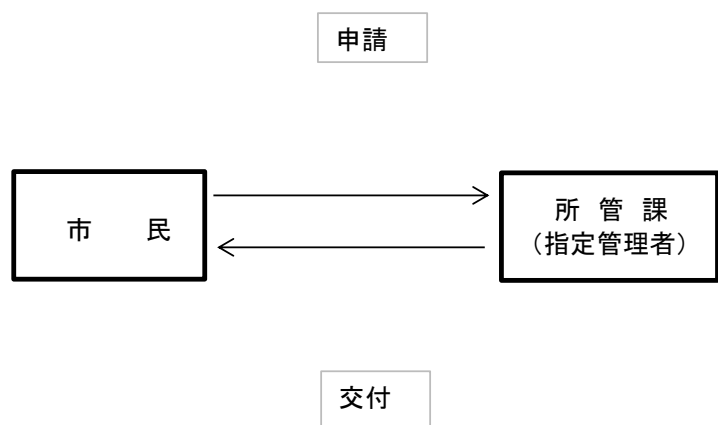
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	松山城山索道の附属施設(観光交流ホール・会議室)の使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき、観光交流ホールおよび会議室を使用することを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山城山索道条例(昭和41年3月31日条例第14号)	
条 項	第16条第1項	
所 管 課	観光・国際交流課	
経由機関での処理期間		
所管課での処理期間		
標準処理期間	計	1週間
審査基準	<p>松山城山索道条例第17条第1項の各号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山城山索道条例</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第16条 観光交流ホール及び会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 索道を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 索道の正常な運行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が索道の管理上支障があると認めたとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。